

議 事 録

令和5年8月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～16:00
会議名	第2回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一) 中原 福岡	
	田中 池町 坂本 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口	
	喜久永 森下	(計24名)
	吉岡 川口(貞)	
欠席者	無し	
事務局	前川 北田	
議 事		
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第2回総会を開催します。	
議 長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数24名中24名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、1番の玉岡委員、2番の門口委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数9件、筆数は田14筆、面積は合計23,510㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田1筆、畑1筆で面積は合計995㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～12について、事務局は説明してください。	

事務局	議案書3ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 No.1、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は203a、取得後は207aで、農作業歴は本人が39年、妻が31年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から400mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は22a、取得後は23aで、農作業歴は本人が50年で常時従事されています。農機具は耕うん機を1台所有され、申請地では野菜を耕作されます。申請地は自宅から50m以内で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.3、No.4は譲受人が同一であるため併せて説明させていただきます。詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は126a、取得後は併せて204aで、農作業歴は本人が35年、父が50年、母が45年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から500mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積はありませんが、今回取得する農地で人参やジャガイモ等の野菜を栽培し、本人が常時従事される予定です。農機具は耕うん機、運搬機を各1台所有され、申請地は自宅から1分程度で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は176a、取得後は278aで、農作業歴は本人が45年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻と野菜を耕作されます。申請地は自宅から10分で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は78a、取得後は85aで、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から10分で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.8です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、猪田小学校から南東に約1.2kmの位置にあり、譲受人の自宅から徒歩で約5分の距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は81aとなり、トラクター・耕運機・コンバイン・選別機・粃摺機・乾燥機を各1台所有しており、父親とともに農業に従事しています。申請地においては、水稻を栽培される予定です。譲受人の自宅から近い距離にあり、引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.9です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、猪田小学校から南東に約1.6kmの位置にあり、譲受人の自宅から徒歩で約2分の距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は20aで、トラクター・コンバイン・耕運機を各1台所有しており、稲作はしていませんが、各種の野菜を栽培されています。申請地においては、果樹を栽培される予定です。譲受人の自宅から近い距離にあり、引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.10です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、No.9のすぐ南側に位置しており、譲受人の自宅から徒歩で約1分の距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は58aで、トラクター・耕運機・コンバインを各1台所有しており、稲作及び各種の野菜を栽培されています。申請地においては、果樹を栽培される予定です。譲受人の自宅から近い距離にあり、引き続き効率よく活用できると判断します。

事務局	No.11です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、猪田小学校から西に約800mの位置にあり、譲受人の自宅から徒歩で約2分の距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は35aで、トラクター・コンバイン・田植機・耕運機を各1台、知人から借り受けて稲作及び各種の野菜を夫とともに栽培されています。申請地においては、水稻を栽培される予定です。譲受人の自宅から近い距離にあり、引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.12です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原駅のすぐ北側の位置にあり、譲受人の自宅からは約500mの距離になります。譲受人の取得後の耕作面積は、33aとなり、田植機・トラクター・コンバイン・小型耕運機を各1台所有しており、父親とともに農業に従事しています。申請地においては、各種の野菜を栽培される予定です。また、譲受人は、障がい者施設に勤務されていることから、入所者の農業体験の場としても活用していきたいとのことです。自家用野菜を栽培しながら、障がい者のための農業体験に活用されることから、引き続き効率よく活用できると判断します。
議 長	只今の説明に関連して、神戸地区、柘植地区、壬生野地区、新居地区、山田地区、阿波地区、猪田地区、島ヶ原地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
木下委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福岡委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
池町委員	No.3, 4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西尾委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
橋本委員	No.7について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.8からNo.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.12について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号について、事務局は説明してください。

事務局	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。総会資料5ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は大山田支所から北東へ約1.6kmに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、令和5年4月に既に植林されていることから、現状に合うよう是正するために始末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生地区市民センターから道路を挟んで右斜め前にあります。申請地は、令和4年11月1日に農業振興地域内の農用地の除外となり、この度の申請に至っています。土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の「業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外規定を適用しています。申請人は、集落の中の民家が密集している自宅で、自動車整備業を営んでいますが、修理車輛を駐車する台数も限られており、手狭となってきたことから今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、整地をしたうえで砂利敷きにします。取水はなく、排水は雨水のみで、敷地の周囲に水路を設置して西側の既設水路に放流します。工事期間は、許可日から令和5年12月末日を予定しています。事業計画については問題なく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、周辺等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
西尾委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～11について、事務局は説明してください。
事務局	議案書6ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は山畑農事集会所から西へ600mほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和5年12月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを126枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀上野駅から南西へ800mほどで、都市計画法第8条に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から5ヶ月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを168枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀上野駅から北西へ1.6kmほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から5ヶ月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを310枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀上野駅から北西へ400mほどで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和5年10月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを170枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀上野駅から南西へ400mほどで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和5年10月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを170枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。申請地はJR佐那具駅から南東へ600m程に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、名阪国道に近く、物流の利便に資することから譲り受けることとなったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和5年11月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。自治会や農家組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。申請地は阿波地区市民センターから南西へ約1.5kmに位置し、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、既存工場敷地の拡張であり、既存施設の敷地面積28,400㎡の1/2を超えないことから問題はありません。申請地では、事業拡大のために製品倉庫2棟を新築するものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和5年12月20日までの計画です。土地造成は整地し盛土工事を行い、取水はなく、排水は雨水のみで、場内に新設側溝を敷設し、既存排水路へ放流する計画です。区や水利組合、隣接する農地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.8です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、青山町駅から北東に約600mに位置しており、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、太陽光を遮るものがなく、太陽光発電施設を行うにあたり、適した土地であり、譲受人の事業への同意を得たことから、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、整地のみで、雨水は自然浸透にて処理します。工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、太陽光パネルを170枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年4月までの予定です。事業計画については問題なく、万一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっています。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.9です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、上野東部地区市民センターから北西に約400mに位置しており、用途地域であることから、第3種農地となります。従来の進入路は、軽自動車が何とか通れるぐらいの幅しかなく、譲受人が所有する家屋への進入路の西側を拡幅するもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、整地のみで砂利敷きにします。雨水排水については、自然浸透ですが、西側の農地との境界に地先ブロックを設け、隣接する農地への土砂の流出を防ぎます。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.10です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、旧伊賀市役所から北東に約500mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。譲渡人は高齢のため、今後農地として管理していくことが困難となり、譲受人と合意に至ったことから、今回の転用はやむを得ないものと判断します。工事計画としては、既存の道路の高さまで土を入れて整地を行い、敷地内の道路部分にはアスファルト舗装を行います。また、敷地内には、雨水排水のための水路を設置します。取水は、既設の上水道から引込み、汚水・雑排水は浄化槽により処理水を雨水とともに新設側溝に放流します。工事期間は、許可日から本年の12月末日の予定です。事業計画について問題なく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.11です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原小・中学校から西へ約300mに位置しており、周辺の状況から第2種農地と判断します。申請地は、昭和55年頃に一部防火用水地として、当時の島ヶ原村に提供し、その後、令和元年頃から残地部分を譲受人が営む左官業のプレハブ事務所を設置し、駐車場や資材置場として利用していたことから、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透となりますが、大雨が降った場合は、東側の水路に放流となります。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、壬生野地区、新居地区、三田地区、府中地区、阿波地区、阿保地区、上野地区、島ヶ原地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
池町委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.2から5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。周囲に太陽光パネルが設置されているところもありましたが、事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
高田委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。

橋本委員	No.7について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
折戸委員	No.8について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.9、10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
西田委員	太陽光発電施設について、周囲に太陽光発電施設が設置されていた場合は一体とみなさないのか？市の太陽光発電施設設置における指導要綱では5,000㎡を超えた場合は事前協議が必要となるはずだが、一体とみなして事前協議はしているのか。
事務局	周囲に設置されている太陽光発電施設は今回5条申請している業者とは異なる。不公平にならないように、業者が異なる場合は一体とみなさないことを建設管理課へ確認した。
議 長	他にご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～11について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～11について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～4について、事務局は説明してください。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第4号非農地証明下付願についてご説明します。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は槇山多目的集会施設から北東へ200m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和44年に住宅が建築され宅地として利用しており、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市立上野南小学校から南西へ100m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和44年に建物が建築され宅地として利用しており、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は倉部公民館から南へ80m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和3年に住宅が建築され宅地として利用しており、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。申請地は阿波地区市民センターから北西へ約1.2kmに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、50年前に植林され、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、玉滝地区担当委員、依那古地区担当委員、柘植地区担当委員、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

稲森委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
藤室委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福岡委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
橋本委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料10ページをご覧ください。議案第5号農用地利用集積計画についてご説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定11件、再設定9件で、田41筆、畑2筆。計画面積は合計57,263㎡です。 (利用権全体説明) 総会資料13、14ページをご覧ください。整理番号489、490の借り手である南山城村の〇〇さんにつきましては、農業従事者として伊賀市で耕作面積がなかったことから、去る8月1日に新規営農面談を行い、いずれの対象農地も効率的に利用することが認められましたので報告します。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
西田委員	整理番号No.496～No.499について、伊賀ふるさと農協が含まれているのはどうか。
事務局	元々、伊賀ふるさと農協が育苗施設として借りていた農地を、育苗施設とともに以前より貸していることによるものである。
川口委員	以前より地元でも問題になっている。
森下委員	転貸になることから認められないのではないかと。
議 長	他にご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、整理番号No.496～No.499を除き計画案のとおり意見の決定をするに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、整理番号No.496～No.499を除き計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	その他の事項について事務局より報告いたします。新規営農面接審査対象の基準について、下限面積が撤廃されたことにともない、これまでの基準を見直すことを役員会で了承いただきました。変更後は、新たに伊賀市地内で農業振興地域内の農用地を所有権移転又は利用権設定される場合、もしくは農地所有適格法人が所有権移転又は利用権設定される場合に改めます。また、総会終了後に情報交換会を実施することについて役員会で決めていただきました。各地区の農業を取り巻く現状や課題、取組事例等を各委員から説明いただき、それに対して意見交換等の討論を行うものです。1回に2名の委員から説明いただき、1名につき10分以内の説明、20分以内の討論で合わせて30分以内として、次回の総会より意見交換会を実施しますのでよろしくお願いします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、9月8日(金)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 6月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

玉岡 則生

⑨

議事録署名者

門口 哲

⑨